



Title	社会情報の真実性について
Author(s)	是永, 純弘
Citation	経済學研究, 38(3), 93-98
Issue Date	1988-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31807
Type	bulletin (article)
File Information	38(3)_P93-98.pdf



[Instructions for use](#)

<研究ノート>

社会情報の真実性について

是 永 純 弘

はじめに

いわゆる情報化の進展、とりわけ情報処理・通信機器（ハード）とそのシステムを操作する技術が急速に発展して、処理される社会情報はますます多様・大量・高速になり、その伝達範囲も広がっている。情報処理・通信技術のめざましい発展は、生産過程における情報処理（情報システム管理）労働の比重を増大させるとともに、情報・通信産業そのものとこれに関連する産業諸部門の役割を急速に強め、産業構造を大幅に変化させている。「経済ソフト化」あるいは「サーヴィス経済化」などといわれるこのような社会的傾向は、その内容がまだ必ずしも十分明確にされてはいないが、統計をもふくむ多様な社会情報の作成とその利用の意義がますます高まりつつあることは否定しがたい事実である。

いうまでもなく、多様な社会情報が大量に公開され、いろいろな目的のために自由に利用されることは、社会全体の民主化の進展をしめす重大なバロメータの一つである。しかしながら社会情報の公開とその利用が発展しても、それはただちに正しい社会認識が深まることを意味しない。正確な社会認識のために社会情報を利用するのを阻む幾つかの困難や障害のあることを見逃すことはできない。

その第1は正確な個別情報を獲得し利用することの困難である。情報処理・通信技術とくにとそのためのハードウェアが如何に急速に発展し

ても、素材として与えられ利用される情報自体の正確性が保証されなければ、正確な社会認識は不可能であり、むしろ多くの場合かえって事実誤認の源となり、大量の情報利用は本来の意図と目的に反して、氾濫する情報の誤用ないしは濫用になってしまう。この困難を克服するには、まず正確な情報の獲得を妨げる諸要因を検討し、これに対する対策を考察しなければならない。

第2はバランスのとれた情報システムを確立することの困難である。われわれの認識しようとする社会は複雑な構造をもちその変化も極めて多様かつ構造的であるから、これを正しく捕えるためには社会認識も多面的、構造的でなければならない。そのためには社会の現状とその変化の過程についての、精粗さまざま、一面的な個別情報をただ断片的に利用するだけでは不十分であって、全体的、全面的な情報のバランスのとれたシステムが必要である。このシステムの確立を妨げる諸要因についてもまた多面的に検討しなければならない。

ところが社会についての有力な数値情報の一つである統計については、すでに半世紀以上も前に、統計情報を正しく理解しその真実性（後に述べる信頼性と正確性）を吟味・批判するための理論的な基盤が与えられている。蜷川虎三による「統計の信頼性と正確性の研究」が世界的にみてこの種の統計研究¹⁾（以下、蜷川理論とよぶ）の先駆的な試みであり、その他に系統

1) 蜷川虎三『統計利用における基本問題』〔現代語版〕産業統計研究社（1988年）。

的な研究としては、産業連関表の基礎資料を詳しく検討した O. Morgenstern による経済統計データの質 (quality) についての、検討²⁾の例がある。こうした研究の結果を基礎にしながら、社会情報の利用にかかわる現在の諸問題を、個別的な社会情報の信頼性と正確性のおよび社会情報システムの整備の両面から吟味・検討するのが、この研究ノートの目的である。

I 社会情報の真実性を規定する諸要因

社会の現状とその歴史的変化の状況を正確に認識する (fact-finding) には、まず一定の目的のもとで、正確な個別情報を社会認識の特殊な形態としての社会観察ないしは社会測量——通常、統計調査、実態調査などよばれる——によって獲得しなければならない。いかえれば、個別情報は個々の社会的事実の正しい映像でなければならない。観察・測量の結果としての情報という一種の「映像」を用いて社会を正確に認識するためには、この「映像」をとらえるための特殊な認識行為、つまり調査活動の特徴を明らかにし、その成否を規定する要因をよく知っておくことが必要である。広い意味での観察、観測、測量、測定などについても一般的に言えるように、調査の最も重要な目標はいうまでもなく与えられた条件のもとで事実を正確に把握ないしは反映するにある。この点ではいわゆる調査も自然科学的な実験や観測とことならない。しかし、調査という社会認識には自然観測のような自然認識には見られない特徴がある。認識の対象となる事実が自然の諸現象とは本質的にことなり、社会的・歴史的な事実であることにまず、第一の区別を認めなければならないが、それにもまして重要なのは調査という認識行為が行われる場の諸条件の本質的な差異である。必ずしも総ての自然観測について一律

に言えることではないが、自然観測がいわゆる実験室内で観測対象に一定の管理条件をかなりの程度まで人為的に与えつつ行われるという意味で、人為的に管理された諸条件のもとでの観測 (controlled experiment) として、いわば *in vitro* に (試験管の中で) 行われるのにたいして、調査はこうした条件の人為的管理が不可能またはきわめて困難な状況においてしか行えない、いわば *in vivo* な (生体内の) 観察である。あえて自然観測に類例を見いだそうとすれば、field experiment (管理される条件が少数に限定されている圃場試験のような場合の観察) に近いが、調査にはこれとも異なる特質がさらにある。

それ自体一つの社会活動である調査活動は、自然観測の場合のように観測対象を観測者自身の直接の経験を認識対象とするのではなく、調査すべき社会的事実についての被調査者の体験、知識、評価を必ず媒介して、事実の認識を行うのが原則であるという点に、著しい特徴がある。調査の原型は面接、質問による事情の聴取という、一種の間接的な経験であると言われて³⁾いる。調査の結果として与えられる情報はいわば、法廷内での事実認定における直接の物的証拠であるよりも、その事実にかかわる証人の証言 (それも伝聞証言であることが多い) に近いと言ってもよからう。調査のこの特徴は、調査活動が調査者と被調査者の間の一定の社会関係のもとでしか行えない社会的認識の形態であることから由来する。このことは調査結果の内容を理解し、その真実性を吟味するさいに極めて重要な点になる。自然観測にもこれに似た例があるとして、いわゆる量子力学的な粒子集団現象の観測において観測装置 (観測者の延長と考えられている) と観測対象との間の相互作用、その結果としての観測結果の不確定性 (いわゆる量子現象の不確定性原理) に注目して、

2) On the Accuracy of Economic Observations 2. ed. 1963 浜崎, 山下, 是永 訳『経済観測の科学』法政大学出版局 (1968年)。

3) 内海康一郎『社会統計学の基本問題』第三章第二節 4 北海道大学図書刊行会 (1975年) 147ページ以下。

例えば物価調査という経済的測定行為がそれ自体が相対的価格体系に影響するために調査結果が不確定的になるのも同一の例だとする見解がある⁴⁾。両者の間には一見して類似性があるかのようにみえるかもしれないが、そのように考えるのは、観測と調査との本質的な差異を認めていないために、皮相な類推である。ここで必要なのは、ただ外面的に相互作用をみとめることではなく、その内容(物理的ではなく社会的な)を分析することである。

調査活動が行われる場、または調査を制約する条件としての社会関係を細かく検討してみると、これは調査する側(統計の場合は通常国家またはその行政諸機関)の諸要因と調査される側(統計調査では個人、企業、その他の組織)の諸要因、両者のあいだの相互関係という複雑な交互作用の構造をもつことがわかる。そのなかで調査の遂行を妨げる要因としては、古くから徴税、徴兵を目的にした調査に対抗する被調査者の逃亡、抵抗、非協力などの著名な例があるが、敗戦後極度の食糧危機におちいていた我が国における産米の強制供出(いわゆるジープ供出)制度のもとでは、米の収穫高見込み実測調査(稲穂の粒数検査)に対する農民の抵抗(いわゆる隠し田その他)が激しく、統計の上では水稻の作付面積が急速に激減するという傾向がみられた⁵⁾。今なお後を断たず新聞紙上ににぎわしている徴税当局に対する納税者の抵抗(虚偽の所得申告)、企業が株主その他一般に公表する財務諸表の粉飾(window dressing)など、社会情報の欺瞞性を示す事例は際限なくあげられる。こうした事例のどれをみても重要なのは、いずれの場合も、調査そのものを不可能にしたり調査結果としての情報を歪めたりするものが、調査に対する抵抗、非協力、情報の隠匿ないしはその欺瞞などの被調査者の態度と

いうすぐれた社会的な要因によっていることである。こうした要因からもたらされる調査結果の真実性の喪失、いいかえると調査結果の誤差は、その発生原因が特定されるいわゆる系統的誤差(systematic error)であることが重要である。いいかえるとこれらの誤差は調査の形態がどうであるかによらない、つまり実態調査であろうが統計調査であろうが、また全数調査(センサス、悉皆大量観察)であろうが、一部調査(標本調査はそのまた特殊な一形態にすぎない)であろうが、つねに例外なく、極言すればおよそ社会情報の提供、公開、のあらゆる場合に発生する誤差である。Mit statistik kann man Alles beweisen. [統計によれば黒を白といいくるめることができる]という格言は統計だけではなくあらゆる社会情報に当てはまるといってもよかろう。ここで問題になる社会情報の誤差は、統計調査の一形態として多用されている任意抽出標本調査法で、母集団からの無作為抽出にとまらぬいわゆる標本誤差(偶然的でその発生確率が計量できる sample error, random error など)とは異なり、標本理論では一括して非標本誤差(non-sample error)とよばれているものであるが、社会関係に起因するこれらの誤差に固有の問題の検討には固有の社会科学的研究が必要である。標本誤差の推定、有意差の検定などの数理統計学の精密な方法を適用しても、こうした社会情報の誤差の態様やその原因を究明することはできない。

ところで統計に限っていえば、その真実性は蜷川理論では統計の信頼性と正確性という2面に分けて考察されている。蜷川理論はまず統計を定義して、その存在が社会的・客観的に規定されている集団(存在としての集団=大量)を物語る数値であるとする。統計が真実を語る情報であるかどうかは、したがって、統計がわれわれの知りたいと思う社会集団についての事実を正しく数値情報として伝えることができるかどうかによって定まる。以前からしばしばその例証としてとりあげられるのは、労働統計(「労

4) 杉本栄一「経済的測定の本質」『経済研究』第1巻 第3号 一橋大学経済研究所(1950年6月)。
5) 福島要一「米はたりないはずがない」『中央公論』(1953年10月号)。

働力調査」,「国勢調査」など)における失業者の定義である。統計上の失業者=「完全失業者」のなかにいわゆるパートタイマーの失業を含むべきかいなかをめぐっては以前から批判があり、最近にも日本とアメリカの失業率比較といった形で争われている。言うまでもなく失業の概念は現実に労働力の就業状態が調査員によって実査される以前に、つまり調査の企画、質問事項の選定の段階で明確に規定されていなければならない。調査者はその理論的立場やイデオロギーからこの概念を規定するが、それが統計を用いて社会的事実を認定しようとする側(統計利用者)の概念規定と一致するという保証はないのが普通である(統計の作成者と利用者は別人格であるのが普通)。こうして、調査結果としての統計情報にはこの概念規定上の不一致から必然的に生ずる誤差が含まれることになる。(Morgenstern は、この不一致を *conceptual error* とよんでいる)。経済の基礎的範疇のほとんどについての情報は、この種の情報の概念上の不一致を免れない。労働統計における労働力、賃金、統計分類における産業、職業などの規定はもちろん、いわゆる利潤、費用についての経済的常識と経営実践、会計原則による規定(いわゆる利潤の費用化現象)、物価統計における価格の定義、世論調査における回答誘導的な質問事項の規定、等々例をあげればきわめて多い。蜷川理論ではこうした誤差を含む統計は信頼性を欠く統計とみなされ、調査を企画・設計する段階(統計調査の理論的過程)に特有の問題として詳しく分析されている。

統計の真実性のこの一面=信頼性を規定する諸要因の検討結果は、適当な補正を加えれば、社会情報一般の形成過程にもあてはまるといってよかろう。氾濫する大量の情報の中に入れかわれが認定したい社会的事実を忠実にではなく、歪曲して伝えるものが多いのは、一々例を上げるまでもなく周知の事実である。極端にいえば氾濫する誤報や虚報という情報公害に悩まされているというのが、今日の情報化のおそろべき

一面であろう。しかもこうした虚偽情報は必ずしも意識的に事実を歪め人びとを欺瞞すべく捏造されたデマ情報に限られないところに、そしてまた情報の受信者の側でもこれを無批判的に鵜呑みにして受け入れ易いところに問題がある。

さて、統計に限らず一般に情報を獲得する過程、調査の実施過程、interview の巧拙、費用の制約などからも、既に企画・設計されたものが常にそのまま調査結果として与えられるという保証はない。非協力、調査漏れ、誤記入、無回答、虚偽の申告、などはおよそあらゆる調査につきもののことで、このためにもまた調査の結果としての情報は歪められる。統計の誤差としてはこれもまた上記の非標本誤差に属するもので、やはり数学や自然科学によってその源泉を明らかにしたり補正したりすることはほとんどできない。蜷川理論はこれを統計調査の技術的過程の問題として考察し、ここに発生する誤差によって歪められた統計を正確性を欠く統計と見なすのである。

統計の真実性の今一つの面としてのこの正確性を損なう諸要因には、統計以外の情報一般に共通のものが少なくない。したがって、この面での統計の吟味・批判は社会情報の利用一般にもそのまま通用する先例として役立つであろう。

多様で大量の社会情報が広い範囲で、しかも殆ど無時間的な(いわゆる *real time* の)伝達システムを経て利用されるようになろうとしている現在、社会情報の真実性をめぐる以上のような諸問題の検討は、ますます重要になると言わなければならない。しかし、一方でいわゆる情報公開の必要が強く叫ばれ、その法制化が求められていながら、社会情報の質の検討はまだ決して十分とは言えない。又、こうした諸問題は情報処理・通信システム管理のための工学的技術の開発によって自動的に解決されるのではなく、この技術が発展すればするほどかえって困難になるといってもよかろう。多様・大

量・広域的な社会情報の利用それ自体は、今日の技術革新の方向を示すもので、それがもたらす便益 (benefit) は確かに絶大である。しかしその反面でわれわれが支払わなければならないコストとして、いいかえれば社会の情報化の影の部分に、以上に見てきたような、真実性をもたない個別情報の氾濫という問題があることを見逃してはなるまい。

II 社会情報をめぐる最近の諸問題

社会情報の真実性をめぐる諸問題との深い関連において、ここでとくに注目しなければならないのは、いわゆる「統計環境の悪化防止」、「情報公開の推進」、「個人情報(プライバシー)の保護」、「知的所有権の保護」、「コンピュータ関連犯罪の処罰と予防」、「情報管理システムの保安」といった情報化をめぐる今日の諸問題である。いずれも幅広くまた根の深い問題であって系統的な研究を要し、かんたんに解決策の見いだされるものではないが、情報化社会の今後の発展を左右する重大な要因になりうるものであろう。これらの諸問題は相互に深くかかわりあい、全体として情報化社会の構造とその発展を規定するものである。既に必要な対策の法制化をめぐる法曹界の専門家によって論議が進められているものも少なくないが⁶⁾、社会情報の真実性を考察する上でも軽視できないことが多い。そのいくつかをここで概観し、問題の所在を明らかにしておきたい。

情報処理と通信の技術の飛躍的な発展から生じる上記の諸問題は、いずれも直接あるいは間接に社会情報の真実性と関係のあるものであるが、とりわけ社会情報が作成される段階でその内容の真実性に深くかかわるのは、情報公開と個人情報保護の問題であろう。「統計環境の悪化」は主要な社会情報の一つである統計についてこの数年来特に統計行政の担当機関——統計

調査機関——において憂慮されている傾向であって、主として官庁の統計調査にたいして、被調査者のなかに非協力、ないしは消極的な姿勢を示す者が増えているという傾向である。数年前に九州大学の経済統計学教室が統計調査についての被調査者と調査員の意識を調べたアンケート⁷⁾や、同様に統計数理研究所による国民の統計意識についてのアンケートとそれにもとづく分析⁸⁾にその事情が詳しく述べられている。また被調査者としての企業の側からも、政府の統計行政にたいしてきびしい批判と要望が、経済団体連合会の建議として寄せられている⁹⁾。

これらの調査結果や建議の内容については別の機会に詳しく検討しなければならないが、さしあたり特に重要だと思われるのは、つぎの点である。統計環境の悪化は、たんに統計調査に直接関係する人びとの統計に関する意識の低さだけに起因すると考えてはなるまい。結果としての統計の利用のされ方にもおおいに問題がある。本来の統計目的からすれば有り得ないはずの個別情報が目的外に利用され、個人のプライバシーが侵害されるのではなからうかという危惧が、調査そのものの実施を困難にし、結果の真実性を損なうというのがそれである。

情報公開と個人情報の保護をめぐるこのような問題は我が国だけでなく、西ドイツやオランダにおいては調査結果の利用段階で個人のプライバシーを犯すという理由で、国勢調査あるいは人口センサスに差止め、延期の判決がなされ、現行の調査関係法令が大幅に改正されるという事態が1980年代の前半に生じている¹⁰⁾。アメリカにおいても1970年代以降、とくに1974年のプライバシー保護法を中心とする個人情報

7) 大屋祐雪「統計環境と統計調査員」法政大学日本統計研究所『研究所報』No. 5 (1980年)。

8) 統計数理研究所「国民の統計意識に関する調査研究」(1)~(5)『統計情報』(1988年1~5月号)。

9) 経済団体連合会「統計行政の諸問題と今後の課題」『経団連調報』増刊 (1988年8月8日特集号)。

10) 暉峻淑子「統計数字の陥し穴」『ゆとりの経済』東洋経済新報社 (1985年)。

6) 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』岩波新書 (1988年)。

保護の法制化をめぐって議会の内外で活発な論戦が続けられ、政府の情報行政、情報活動の変遷につれて、プライバシー保護の思想にも動揺がみられる¹¹⁾。

管理社会の象徴としての国民総背番号制にたいする抵抗、個人のプライバシー保護＝「個人情報についての自己決定権の防衛」といった世論の動向は、それ自体直接には人権にかかわる憲法上の問題であるが、同時にそれが正確で信憑性のある社会情報を獲得できるかどうかを規定する要因になることは明らかであろう。日常的な経験としても、中央および地方の行政機関が保有する多様な個人情報の漏洩や、ダイレクトメール(郵便や電話による)の氾濫に驚かされる時、誰しもプライバシーが侵害されているのではという不安をつのらせ、情報提供に消極的にならざるをえないということも少なくない。いずれにしても、社会情報の真実性に大きな影響がおよぶことは確かである。しかしながら、この場合、情報公開と個人のプライバシー保護の二原則の間に直ちに二者択一的な矛盾だけを見て、単純にいずれか一方のみ、特に後者のみを強調するのは皮相な見解である。現行の統計法が成文で、指定統計調査の結果の公表を義務付ける(統計法 第16条)一方で、個人、法人、その他の団体の秘密に属する事項の漏洩または窃用にたいして罰則をもつてのぞんでいる(同法 第14, 15条)のは、もちろん情報公開の原則を貫くための規制であって、両者を矛盾するものとみてもはなるまい。社会情報には個人の秘密はもちろん、「国家秘密」、「企業の秘密」にかかわるものも含まれているであろうが、もしこれを理由にして情報の公開全般を不当に制限するならば、情報の欠如という、プライバシー保護の法益を遙かに越える危険な損失がもたらされることになる。行政当局によ

る情報の秘匿あるいは虚偽情報の捏造が国民にいかなる危害を加えるかは、かの第2次世界戦争中の情報管制が、そしてまた現在では職場の安全や環境汚染についての信頼出来る情報の欠如、不備がその恐ろしさを雄弁に物語るところである。豊富に与えられる個別情報の真実性を慎重に検討することは情報利用の原則である。しかし、情報自体の非存在、欠如を克服して、バランスのとれた社会情報システムの利用による正確な事実認定を達成することは、構造的な社会認識に不可欠の要件であり、軽視できない重要な問題であろう。

以上にみたように、情報公開とプライバシー保護とが対抗関係におかれかねない今日の社会状況のもとで、社会情報の真実性を高めることはけっして容易なことではない。「統計環境の悪化」をつきとめたアンケートの結果からは、統計に対する被調査者としての国民の統計に関する関心を高めること、そのための措置として統計教育を推進し、統計についての被調査者と調査員の意識を昂揚するという対策が打ち出されている。このことの必要はいうまでもないが、統計活動(調査と利用)をふくめて、社会の情報活動の意義が高まりつつある現状では、社会情報の質を高め、その利用を有効にする努力が特に必要であろう。しかし、この努力の行われる場においては、政府が情報行政・情報政策を重視するにともなって、情報活動をめぐる支配と民主の対抗関係もまたきびしくなるという歴史的傾向が貫いていることを忘れてはならない。情報処理・通信技術の急速な発展は今日の社会の歴史的発展傾向であって、社会情報の効率的な収集と利用のための技術的諸手段は、第5世代のコンピュータ(人工知能)にむけてますます加速度的に改良されるであろう。しかしこの技術的手段の開発、改善と並行して、以上に概観した社会情報に固有の諸問題の解決を図りその真実性を高めなければ、この技術的手段はもろ刃の剣になって、かえって社会の情報化を危険な方向に導くことになる。

11) 伊藤陽一「情報公開、プライバシー保護、コンピュータ利用と統計活動」アメリカ合衆国での展開過程(Ⅰ)、(Ⅱ)『経済志林』第五五巻第一・三号(1987年)。